

鳥取縣公報

本報ノ大キサハ國家

昭和二十四年九月二日 金曜日
号 外

規則

◇鳥取縣規則第九十号

昭和二十二年政令第三百二十七号地方公共団体手数料令に基き、鳥取縣建設業者登録手数料規則を次のように定める。

昭和二十四年九月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣建設業者登録手数料規則

第一條 建設業法（昭和二十四年法律第百号）に基き知事に登録の申請をする者及び第九條の規定により、登録換の申請をする者は、この規則の定めるところにより、登録手数料（以下手数料という）を納付しなければならない。

第二條 手数料は、登録申請するとき、又は登録換を申

請するとき、所轄土木出張所長の發する納額告知書により、これを納付しなければならない。

第三條 手数料は次に定める額とする。

鳥取縣建設業者登録手数料 一件につき 千円

第四條 既に納付した手数料は如何なる理由があつても、これを還付しない。

附則

この規則は公布の日から施行し、昭和二十四年八月二十日から適用する。

鳥取縣公報 毎週

鳥取縣公報 毎週 曜日發行（休日ニ當ル）
火金 時ハ曜日

昭和二十四年九月二日

昭和二十四年九月三日

昭和二十四年四月十五日
第三種郵便物認可

昭和二十四年四月十五日
第三種郵便物認可